

10番（藤田 興一君） 私からは、大きく分けて3点の質問をさせていただきます。

通告のとおり、1つ目は企業団地（仮称）東員ハイブリッドパークについての質問をさせていただきます。

通告の内容そのとおりでございますが、このハイブリッドパークを造成企業に関しては、平成19年11月29日に開発許可を受けて、ぼつぼつ5年経過しようとしております。昨年9月に一般質問をしました内容から、この8月が竣工の期限だということで、変更行程の届出があったということでございますが、この1年間を振り返ってみても、何ら進捗はしておりません。

そこで、私は今まで過去4回の質問に対する答弁とは全く逆な方向に行ってる状況に関して、最後の質問とし、町長と建設部長にもご答弁願いたいんですが、本当にこれもう最後じゃないかという最終見解を、東員町として今どういうお考えなのかを述べていただきたいと思います。

まず町長のほうから、答弁をよろしくお願い申し上げます。

議長（南部 武司君） 水谷俊郎町長。

町長（水谷 俊郎君） 企業団地（仮称）東員ハイブリッドパークについてのご質問にお答えをいたします。

部長ということですが、私からご答弁をさせていただきたいと思いますが、東員ハイブリッドパークにつきましては、今までに4回のご質問をいただき、その都度、状況についてご答弁をさせていただいているところでございます。

昨年9月の一般質問では、昨年8月22日に完了予定日を、本年、平成24年8月31日とする開発行為変更届出書が三重県に提出されましたとご答弁をさせていただきましたが、三重県より昨年8月22日時点での変更箇所について整理する必要があり、変更申請書の提出について、現在も指導を行っている、先日、県の説明をいただき、現在は造成工事について休止状態となっております。

5月30日には、開発工事現場の防災監視パトロールが三重県桑名建設事務所により行われ、現地調査指導が行われたところでございます。

工事完了予定が大幅に遅れる原因となっております土砂の搬出につきまして、相当量の土砂が残っており、完成の目途が立たない状態ではありますが、一日も早い工事完了と企業の進出を願っているところでございます。

ご理解賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） 簡単な答弁でございますが、昨年の9月の時に、私、一般質問をやらせていただきました。その前の過去のことを、るるずっといきさつまで述べさせてもらって本題に入ったわけでございますが、最後のほうで私は

町長というトップダウンとして、これからどういうふうなお考えで開発を押し進めていくのか、その真意をお伺いしたいというふうな質問をさせていただきました。

その時の町長の答弁でございますが、我々も非常に憂慮しており、私が指摘した内容、方向で進めていただきたいというふうに言っておられます。どういうことかと言いますと、トップダウンとして、もう少し強烈な交渉等をやっていただきたいというような内容でございました。

そのことから判断しますと、今の内容でいきますと、5月30日ですか、パトロールがあって、まだ現在も現状のまま指導しているということでありましたが、再度お聞きしたいのは、この1年間、町長として、1日も早い竣工に向けて、どういうふうな努力をされたのか。先ほどの答弁ではなかったと思います。確かに最終許可は県が出すということでございますから、その辺からも考えますと、東員町は関係ないというふうな形でとられがちですけども、私はそうじゃないというふうに思っております。そういうことから、本当にこの1年間、町長として、私が昨年質問しましたトップダウン、トップセールスとしての努力をしていただきたい。頑張りますといった声に関して、何ら見受けられないというふうなことを私は感じますが、その辺はいかがお考えでしょうか。

議長（南部 武司君） 藤井建設部長。

建設部長（藤井 浩二君） 町長へのご質問でございますが、まずご報告申し上げたいのは、ご質問をいただいた昨年から今日に至るまで、約4回か5回ほど、町長と私と開発をしております業者と面談をさせていただき、その都度、強く要望をいたしております。

開発業者のご希望は、当初計画を変更してということを前段として、非常に県、また私どもに要望をいたしてきておりましたが、私どもとしては県の指導のもと、ちゃんと粛々と開発を行っていただきたいという指導を強くしております。町長も、何度会われても、そのことについての方針は変わらないということをご指導させていただいて、決して後ろ向きではなく、積極的に事業者に開発を早く終えるよう指導をいたしてきたところでございます。

以上でございます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） 私どもは町長に答弁を求めたわけでございますが、建設部長にお聞きしますが、こういう大きな開発工事をされるときに、いろんな書類の手続きというのがございます。大丸不動産が申請起業者となるんですかね、多分そう思いますが、大丸不動産が県に提出して許可を得るまで、書類の流れ、多分議員の中におかれましても、どういうふうな書類の流れで、そして最終的にどこから許可が出るんだという流れはご存じないと思います。と言いますのは、私は何を言いたいかと言いますと、町もこの申請の段階においては絡んでいるはずだ。

そこで建設部長にお聞きしたいのは、こういう大規模といいますか、造成工事に関して、手続きの手順を簡単に述べていただきたい。

議長（南部 武司君） 藤井建設部長。

建設部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まずこれは大型開発ということにつきましては、事前に既に法律が終わっておりまして、平成19年に都市計画法も大きく改正をされております。

手順といたしましては、都市計画法に基づきます申請を、いわゆる開発業者が県のほうに申請をしていくわけですが、その前に町としての指導について、都市計画法の第32条において、事前審査というものが定められております。この事前審査は、この開発で申しますと、本町にも出されておりますし、桑名市にも出されておりました、目的は、あらかじめ公共施設の管理者の同意を得る等の手続きをとる旨を定めることによって、より円滑な施工、公共施設の管理の適正化を求めるものでございまして、中の場内とか、どこへお売りになるとかということではなく、あくまでも開発に伴います雨水、また交通もろもろに対します条件をそれぞれの立場で求めるものでございます。

以上でございます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） 大まかに申請という形になろうと思いますが、そこでお聞きしたいんですけど、事前申請、そこには協議書というものがあります。それぞれの都道府県によって条例というのが違いますが、大体ほとんど共通しているというふうに受け取られます。

その中で手続きとして、こういうふうな条例もあると思います。協議書は開発予定地の市町村を經由して知事に提出する、そのとき市町村長は受理要件を満たすものかどうかを審査するというふうに書いてあるわけですね。この手続きの中に、宅地開発業設計協議書というのがございます。これがまず出されるわけですが、私が言いたいのは、そこでこの協議書というものが直接県に行くのではなくて、市町村との話があって、そこで市町村の意見があれば、意見書も添付して、そして県に持って行って申請許可が出るというふうなルートが申請の流れというふうに思いますが、これに対して私の言っていることは間違いありませんか。

議長（南部 武司君） 藤井建設部長。

建設部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

今の藤田議員のご指摘のとおりでございまして、私どもは、るる開発業者に事前審査で、いわゆる協議事項ということに対して回答を求めて、その回答で了解して、県のほうに私どもを經由して送付をさせていただいております。

以上でございます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番(藤田 興一君)      これで冒頭に私が質問しましたように、過去、私は4回にわたって、企業団地のことに関して質問をさせていただいたわけでございます。その中のいろいろな過去の答弁をいただきますと、県の指導で1日も早い竣工を願うというふうな答弁をいただいているわけですが、それは過去5年前の話でございますもので、今の町長には影響ないかと思いますが、町長が昨年就任されて、私も昨年9月に質問させていただいた時に、町長も勉強なさって答弁された中において、先ほど、町長からの答弁がございましたが、こういう町長の答弁がございました。

今年、要するに質問をしたのは昨年9月の議会でございますので、今年ということとは、平成23年8月22日に、再度完了予定日を平成24年8月31日とする開発行為変更届書が三重県に提出されまして。その後、私、見に行きましたら、確かに平成24年8月31日と書いてありましたが、一昨日見に行ったら、もうそのシールもはがれていて、昨年8月22日の許可になっていたというふうに、何ら看板自体も非常にさびているような状況でございます。

その後に町長の変更理由の中身が、土砂搬出工事及び搬出先の変更により大幅な遅れが生じているというふうなご回答がありました。

私はその時に、こういう造成工事に関しては、最近の工事は余り外に出すようなことではなくて、工事の中で切り盛りバランスをとってやるのが協議の技術方法ですよというふうな話をしましたが、その時の資料がないということで、その後、建設部長から資料をいただいています。

そこに、今ここにございますが、約17万立米、この17万立米を桑名市松ノ木南に搬入いたしますというふうにあるわけですね。だからこの数量と当町の答弁が合うわけですが、私、一週間ほど前のある業者、その前に、今ある団地の施行主といますか、企業者は大丸ですが、施工業者は戸田建設でした。今指摘されましたこの土地ですね、これも戸田建設がやっておられます。この地図を見た時に、あっ一緒だなと思ひまして、つい過日、現地に行って、そこの所長さんと会いました。

全くこういう話は出てない、17万立米なんか要らない、ただ一部もらったのは松ノ木で工事をやった時に、調整池で土が足りなかったから一部もらった。17万立米の土なんか最初から予定にも入ってない。そして去年の9月の時に、こういう土を出すということでございますが、この時にもう既にこの松ノ木は宅番が仕上がっております。そして今は販売という形でのステップに入っているわけです。

果たして17万立米が変更の理由になるのだろうか。もう宅番もでき上がって、そこの所長さんと話したら、1立米たりとも入りませんよと。当時、お互い戸田建設さん、名前出させていただいて結構ですか、結構だということで、今、名前を出させていただいておりますが、その中において、所長さんが変わっておられま

したから、多少は真実味に欠けると思いますが、こういう17万立米は当初から計画の中には入ってなかったというふうな返答をもらっております。

これは別に町長とか建設部長を責めているわけではありません。ただ、県のほうからの調査でそういうふうな回答を得られたと思いますが、この17万立米を、町長の答弁にもございました搬出先の変更によりということで大幅に遅れている、これはどこからの情報でございますか。そして、その可能性はあるというふうに行政としては調査されましたか。その辺をお聞かせ願いたいと思います。

議長（南部 武司君） 藤井浩二建設部長。

建設部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まず議員にご質問をいただきました後で提出をさせていただきました搬出計画というんですか、土砂搬出量につきましては、議員先ほどおっしゃられました開発行為の書類に添付をされているものでございます。

土砂量は当初計画で17万立米、今お聞きしますと約5万立米ほど残っており。これは県のほうの情報として、大丸のほうが県のほうに今現在の状況をお話しされたの状況を間接的に聞いております。現実的に測量を私たちがしたという結果ではございません。あくまでも情報として仕入れたものを、今ご答弁をさせていただいております。

また、処分地でございますが、議員ご指摘のとおり、当初は桑名市内で処分地をお考えのようございまして、それが基本的に満杯になって今の状態なのかということとは私どもは測りかねますが、処分地、後をどこにされるのかということにつきましては、町としては、またこれもわかりかねるところでございます。

県がその辺も踏まえて、昨年、私どもがお答えした時点の1年前にも同じことで変更申請が県のほうに出されてまして、その時には県はそれを受理して、その計画を見守ったようでございます。

昨年の変更に関しましては、現地に入られて、基本的に当初計画からおかしいんじゃないかということから、今現在工事が休止しておると私は考えております。その辺をきちんと、いわゆる開発業者が県のほうにご説明されて、それで初めてまた休止状態から普通の状態に戻っていただけるものと考えております。

以上でございます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） 今私がずっと話して、行政の答弁をお聞きしますと、私が言いたいのは、先ほど冒頭にも最終的という言葉を出したんですが、私はこの可能性はないと思います。行政としても、そういうふうなお考えを持っておられると思います。ただこのまま放置していいのか、やはりそこが大きな問題だと思います。これは住民の方も非常に心配されておられるわけですね。

それで今、荒地の状況でございますから、後々災害という問題も考えますと、確かに調整池はできておりますが、調整池も堆積する土砂も目一杯来ていると思います。土がたまったその後の流れは、濁水のまま弁天川に流れて員弁川に流れるというルートになっておりますので、そういうことも考えると、工事は私は再開の可能性はないというふうに考えております。そうすると次の手はどうするんだということを考えなくてはならないと思います。

私の案でございますが、やはり今の状況を、大雨が降ったときの水対策、それともう一つは、今、工事の周辺、東員病院の前の道路ですね、あれは東員町と桑名市が両方またがっている2つの道路になっておりますが、その調整池の上が仮のフェンスでやっております。その辺の入り口もだれも入れないような、そして車が突っ込んでも大丈夫なような安全対策をとって、放置するという言葉はおかしいと思いますが、やるべきだと。

要するに結論的に言いますと、もう私はあの開発行為は、これからの進展はないというふうに断言してもいいと思います。だけど、それにかわるもの、閉鎖するなら閉鎖するなりの安全対策、それから防災対策をすべきではないかと、そういうふうにこれから町も要望として出していくべきではないかというふうに思いますが、その辺はどうでしょう。

議長（南部 武司君） 藤井建設部長。

建設部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

まず当開発の再開についての藤田議員のご意見でございますが、これについては、私どもとしては行政としてコメントするべきものではないと考えております。

もう1点でございますが、町の責任、責務というのは、お考えも少しご指摘の中にあるかなと思うんですが、開発に関しましては事前審査をさせていただいておりますが、その審査自体が、その開発を担保するものでないという考え方を私は持っております。あくまでも民間事業者がやられることでありまして、それを町が、行政がということではないと思います。

しかしながら最後にご指摘がありました、付近を安全にということは、これは行政の責務でございますので、私どももその辺については十分監視する必要があると考えております。

まず安全対策につきましては、都市計画法上、当然着手をする前に調整池から入るということは、藤田議員も既にご存じのことと思います。調整池は完成形でありまして、藤田議員も何遍か見ていただいている状況でございます。

先日も外周をすべて歩かせていただきましたが、今現在、大雨の対策については、ある程度整っているような感じを受けました。一部大仲さつき病院の付近におきまして、少し低いところが見受けられましたが、それも基本的には内部の調整池をつくって排出をされている、またそれらの赤水、土砂等の濁った水につきましては、

自然的に沈砂するような形で一部もつくられておるというのを確認をいたしております。

先日も県のパトロールによりまして、不備な点はるる指摘をされておりますので、それに従って大丸は施工いたしておりますので、今のところは雨水対策についてはいいかなというふうに考えております。

また、前面道路の考え方でございますが、今現在入り口は確かに1カ所設けられました。が、それほど以前と比べて危険が増したというような状況でございませぬので、それを見守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番(藤田 興一君) これは確かに相手あっての仕事でございますので、町から県を飛び越してやるというのは難しい面もあると思いますが、ただもう5年もたつて保安林は切るわ、4枚板も1枚板にした、それから県の是正事項も何回もあつたにもかかわらず何らやらないということに関しては、もう企業者の姿勢というのは必然的に見えてくるわけですね。

そうなってくると、もう5年も待たされて、住民にも不安をかけている中において、先ほど部長がおっしゃられたように、せめて道路と柵の安全は確保するようなことは、行政としては言えると思います。

私も前にも質問したわけでございますが、あの道路の横は都計路の計画があつて、企業団地ができれば、都計路の構造で、7メートル道路や2メートルの歩道をつくるという条件付きでもあつたと思います。その話も全くだめになつて、いまやガタガタの状況でございます。

その中において、東員町と桑名市が2つ道路に絡んでいるということになつて、非常に複雑な構造であり、行政組み合わせになつておりますので、その辺もしっかり桑名市とも県と協議していただいて、県の5月30日のパトロール、どういうふうな是正を出されたかわかりませんが、後日、どういうふうな是正があつたかを教えていただきたいのととも、私は先ほど言いましたように、もう可能性はないと思います。なければそれなりの安全、防災に対する是正勧告をぜひとも出していただきたいということを強くお願いしますが、その辺はできますか。その辺を最後のご答弁としてお願い申し上げます。

議長（南部 武司君） 藤井建設部長。

建設部長（藤井 浩二君） お答えを申し上げます。

先日、県のほうにおいて行われましたパトロールにおいて指摘の事項は明確でございますので、後刻藤田議員に提出をさせていただきたいと考えております。

なお、前面道路でございますが、先日も、あそこは現場確認でよく通るわけでございますが、特に危険というような考え方ではありませんが、もう少し様子を見せていただきまして、企業者のお考えも聞いて対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） その辺を強く頑張っていたきたいということで、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は災害応急場所の確保についてということでございます。

先の大震災で東北地方、今まだ大変な状況に置かれて、がれきの問題が全国的に問題となっておりますわけですが、それに類して思いついたわけございません。実はこの質問をさせていただくのは、先般行政報告という形で、私どもの団地の中でやった時に、皆さんご存じか知りませんが、城山3丁目の集会所の東側に、これも名前を出して結構だという業者さんのお許しを得てますので、名前を出させていただきますが、前はトモ工産業といったんですが、トモ工さんが土をもってきて、もうぼつぼつ終わりだということで、あそこはどうなるんだろうという住民の声がありまして、私も調べてみるわということで、もうこれを埋めているのは平成5年の前ごろから埋めてましたから、20年以上の工事でございます。

それでどういうふうなものになるんだろうというものと、その時に私が思いついたのは、確かに災害のときに防災的な計画はありますが、果たしていろんながれきとか、突発的な地震、それから山津波とかが起きたとき、そういうものの置くところはある程度決まっていると聞きますが、それは公共の用地であって、一番手薄で、民間で、しかも家の建たない埋め立て地を有効利用したらどうだろうという案もあって、実は現地を調査させていただいた中においてひらめいたのが、このことでございます。

それで、この通告書にもありますように、災害時、先ほど言いましたように、山津波とか地震等で倒壊及び崩壊した家屋、樹木等の廃棄物を一時的に確保するための仮置き場の指定と、それから仮置き場を所有しておられる民間との協議、協定について、東員町のお考え、この中には団地と在来型では非常に地理的といいますが、地域構造も違いますもので一概にどうのこうのとは言えません。ということで、こういう緊急なときに、今空いている民間の埋めたところを一時的に借り上げて集積場所にするという案を描いていただいて、協定まで持っていくことはできないだろうかということに関して、町長のお考えをお願いいたします。

議長（南部 武司君） 水谷俊郎町長。

町長（水谷 俊郎君） 災害応急場所の確保についてのご質問にお答えをいたします。

現在東員町におきましては、平成22年度に策定いたしました東員町災害廃棄物処理対策マニュアルに基づき災害に備えております。

このマニュアルは、三重県地域防災計画被害想定調査報告書をもとに作成したもので、東海・東南海・南海地震により震源地でマグニチュード8.7、東員町では震度5強の地震を想定いたしております。

被害想定を避難者数607名、被災家屋では全壊・焼失が584棟、半壊は874棟と想定し、災害廃棄物としては、生活ごみ、粗大ごみ、し尿、廃家電、がれき等に細分して、東員町災害廃棄物処理対策マニュアルに計画しております。

町といたしましては災害時の一時仮置場を在来地区、団地地区に分けるのではなく、現在使用している最終処分場約3万6,000平方メートルのうち、仮置き場として使用可能な約1万1,000平方メートルとストックヤードの約1万9,000平方メートルを利用する計画でございます。

また、協議・協定につきましては、平成22年に町内17の建設業者と災害時の応急工事の施工について「災害時の応急措置に関する協定」を締結しているところでございます。

県は、国からの「南海トラフの巨大地震によるモデル検討会」の意見を受け、災害規模の想定の見直しを行っており、今年度中に想定書が提示される予定でございます。町といたしましても、この想定書をもとに、住民の方々の意見をワークショップ等でお聞きしながら、町の地域防災計画を、平成24年度、25年度にかけて見直しを行いますので、当然、被害想定が大きくなった場合は、災害時のがれき等の量も多くなることが想定されますので、それに対応した仮置場の確保を行ってまいりたいと考えております。

なお、三重県では、平成16年から三重県内のすべての市町で災害廃棄物の処理が行えるよう、三重県災害等廃棄物処理応援協定書を交わし、災害に備えており、被災の少ない市町への協力要請もあわせて行う予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） ここに東員町地域防災計画というのが、平成21年度で修正されております。全部ページ数を言いたいのですが、時間の関係で省略させていただきますが、災害対策時の家屋とか樹木の倒壊が出た場合には、確保する場所を確保しますということを書いてありますけども、場所とかそういうものは書いてありません。

先ほど町長の答弁の中には、最終処分場とストックヤードを利用して、それぞれのもことによって分別というふうにあります、それはそれでいいと思います。

ただ私が言いたいのは、緊急時に果たしてそこまで行けなかった場合には、例えば団地でいきますと、城山地区に関しては、がらくたといいますが、がれきとかい

うものを置けない。一番手っ取り早いのは、今あの周辺で東側のほうで、先ほど言いましたように、トモエさんとかいろんな業者が開発して、もう1枚板にしておるわけでございます。そういうところは必ず協力を得れるというふうに思っております。

先ほど町長がおっしゃいましたように、災害時の応急措置に関する協定を東員町の業者と結んでおります。これもあくまでも公共的なものが壊れたときの対応であって、それをどこに持っていくかというのは、今言われたような場所だと思いますが、果たしてそういうふうに絵に書いたような形でいくか、やはり緊急なときは緊急な措置でやらなくてはならない。そのときには団地というのは、そういう場所がありません。まさか学校とか、そういうところには人が待避する場所になってますから置けない。ということで、今、例えば城山地区でございましたら、東側に開発しているところが2、3あります。そういうこともしょっちゅう借りるわけではないもので、可能性としてはあるのではないかと。

例えば笹尾のほうに行きますと、今言われました最終処分場の横、これも埋め立てがあるわけですが、これもトモエさんの用地であるということで、いつでも結構ですというようなお話はさせていただいております。これは私との話ではないので、行政と事実的な協定には協力しますという話があります。

一番早いのは、先ほど言いました3丁目の集会所の東が非常に広大な場所であるということで、あれはいいなと思っていたところが、何か将来的にはゴルフの打ちっぱなしにする案件と、もう1つ、ちょっと言えないという形で、2件の案があるということで、そういうことのほうはちょっと難しいなということで、そのほか空いているところは、ここ何年かには物を建てるとかいう案はないということで、全面的な協力はさせていただくということでございました。

ということもあわせて、私は今ここに掲げてある防災計画は、あくまでも公共的な場所等を利用した対策だと思います。それで今、私が案を申し上げましたのは、民間の空いている土地、そしてまた在来地区におきましては、当然そういうものはないと思いますが、緊急ですから、例えば休耕田とかそういうものがある、そういうところも有効利用すれば、10年も20年も置いているわけではない、本当に一時的な対応ということでございますので、そういうことは可能だと思います。そういうことも手を打っておく必要もあるのではないかと考えて、私はこの案を出したわけでございますが、その可能性としてはありますかどうかですか、お答え願いたいと思います。

議長（南部 武司君）                      水谷俊郎町長。

町長（水谷 俊郎君）                      今ご指摘のものにつきましては、あくまでも民間の所有のものでございますので、民間の方の計画予定というものもあるというふうに

思っておりますので、その辺は今ご指摘のようなことを、民間業者にも一度投げかけてみたいというふうに思っております。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） 災害には手段を選ばずという言葉がございますもので、ぜひともそういうふうに関協議していただいて、うまくいくような方向へ行くことを願っておりますもので、よろしく願いしたいと思っております。

それから3つ目でございますが、町長の施策ということで、先の3月議会におきまして3つの質問をした中において、2つの答弁をいただきました。その答弁に関しては一問一答はできなかったということで、少し中身を変えての質問になろうと思っておりますが、3月と重複するかと思っておりますが、また町長のご答弁をお願いしたいというふうに思っております。

1つとして、ホームページを見ますと、町長のページとありますが、これは町長のブログという形で表現されてますし、私もブログとあえて読ませてもらいますが、町長のブログと町長が目指しておられます施策について、関連性はあるのかどうかということがまず1点、それからもう1つは、昨年6月か9月に、マニフェストを行程化した資料を平成23年度内に配付していただきたいということで、町長もそれに納得しておられました。けどこの3月の時にはまだできてない。そして6月の定例議会を迎えた現在でもそれが無いということに関しては、いささか憤慨する思いでございますが、この2点について、再度答弁のほどをよろしくお願い申し上げます。

議長（南部 武司君） 水谷俊郎町長。

町長（水谷 俊郎君） 私の施策につきまして、2点のご質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

1点目の私のブログと施策の関連についてのお尋ねでございますが、私のブログは、その日にあった出来事を私の感想なども交えて、できるだけタイムリーに、わかりやすい内容になるよう心がけながら町民の皆様にお伝えをしようとするものです。

その中で、やはりその折々の話題の中で関連した町の政策に関わることや、実際に実施している施策等についても、町民の皆様にはわかっていただければと思ひ、書かせていただいております。

重要な政策や施策につきましては、これまで以上に議会との対話を進めてまいりたいと考えております。

2点目のマニフェストの行程化した資料についてでございますが、3月議会では、主要事業の説明書とあわせてお示しをさせていただくと答弁させていただきました。

行程化の資料につきましては、町の財政状況などを中心に、私のマニフェストにつきましては、進捗状況をイメージできるような内容で、この2つを「やくばのしごと」という冊子として作らせていただきました。

今度の14日の全員協議会にて議員の皆様にお配りをさせていただき、ご説明をさせていただいた後、住民の皆様には、自治会を通じて全戸配布させていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） ブログのことでちょっと述べさせていただきますが、町長は就任されて、このブログを昨年5月から先月5月まで、ずっと私読まさせていただきますのですが、123件のいろんな内容を書かれておられます。

その中で先ほど私が言いましたように、ブログの内容は皆さんご存じだと思いますが、123件のうちに、これはもう当然町長の施策だなと思われるものが、私なりに解釈しますと23件あったわけでございます。その23件を今ここでやるのは時間の関係で削除させていただきますが、要するに私が言いたいのは、ブログが先行して、我々議会との協議会において、もうちょっとブログで言われるのと同じ段階の時に、全員協議会等でこういうものを提案されたら物事もスムーズにいくなという案件がかなりあるわけでございます。確かに町長の思いとかいうものは、このブログで住民には十分伝わっていると思います。ブログを書くことに関して、私は何ら反論はしません。

ということから昨年町長が就任された約1年間、我々の議会とは全員協議会にも出席はされなかったし、選挙に当選されたときに、我々と膝を合わせてあいさつもなかったということで、1年間の空白があったということは非常に残念な思いでございます。

その中にこういうブログを見ますと、施策のことが非常に多く書いてある。その一例が先般の3月の議会の中において、いずみ作業所さんのパン工房に関する販売所のことが修正否決されたということで、その件に関しては過去1年間を見ましても、3回も4回も書かれておるわけですね。何でできなかつたかというのは、いろいろあるわけです。

我々は町長の意図するものは、やはり早くお伝え願いたいし、我々もそれを聞くことによって、我々はチェックマンですから、提案に関して我々はどうかのこのという中身は、当然その提案にはお金も絡んでくることでございます。

ということで、1問目にあります町長のブログと施策という問題を掲げさせてもらったのはそういう意味でございますが、最近、町長と我々の議会の中においては北勢線の件がございますので、非常に多くのコミュニケーションを図られておるわけでございますが、過ぎ去った1年の町長の思いというのが、まだまだ表に出てな

い面がいっぱいあります。そういうことはないように、これからも議会と町長のコミュニケーションを図っていただきたいというふうに思うわけでございます。

そういう意味において町長どうでしょう、これから自分がやろうと思うものに関して、全員協議会というのはどんどんやって、皆さん方と意見を交換したいと思いますが、町長の思いと私の思いは違うと思いますが、町長の書かれているブログ、ちょっと施策は我々の情報よりも早く走っている、それを言葉としては何ですが、強引に予算に取り込んでくるというふうな行為が見受けられて、だからいろんな問題も出ているというのが事実でございますが、その辺、私の言っていることが間違っているかどうか知りませんが、町長、もう少しオープンに、ブログに書かれた内容を我々と協議するという姿勢は今後いただけないでしょうか。その辺の姿勢をお伺いしたいと思います。

議長（南部 武司君） 水谷俊郎町長。

町長（水谷 俊郎君） 先ほども申し上げましたように、重要な政策、施策につきましては、これまで以上に議会との対話を進めてまいりたいと考えております。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） そういう姿勢でよろしくお願ひしたいと思います。

それから2つ目のマニフェストを行程化した資料ということで、先ほど町長の答弁で、この14日、明後日、全協があるかどうか、我々はまだ聞いてませんが、その場所で配付ということでございますが、どういうものかはわかりませんが、楽しみにしているわけでございます。

ただここで、昨年9月に町長はそういうふうなことを承諾されて、3月には十分な問答はできなくて、そしてまた6月ということで非常に落胆しているわけです。

昨年9月の議会の時に行程化ということ、私はこの行程化をどういうつもりで言ったかと言いますと、町長、マニフェストとおっしゃいますが、町長が町長選に立候補される時に配られたマニフェストであって、町長に当選されて、我々議会に、私はこういうものでマニフェストを掲げてやらせていただきますという説明もなかったわけでございます。だけど公約というもので上げてこられましたから、私もそこまでしつこくは、マニフェストのことに関しては追求はしておりませんが、先ほどの島田議員からもあったと思いますが、行程化することによって、町長のマニフェストは我々にもわかるし、住民にもわかるだろうということで、私は一歩下がった段階で行程化をしてくださいと。

3月は予算が入りますから、予算を組んで、それにマニフェストをくっつけるなんていうのは逆じゃないか。マニフェストを先にやって、そして予算を組んだときに、私はこういうマニフェストを書いた、予算がこうですよというものがあってしかなるべきなのに、それが逆じゃないか。まして3月もできなかった、6月もできな

かった。トップとして、首長として、一議員との約束に関してこういうことを守れなかったことに関しては、町長、どういうふうなお考えをお持ちですか。

議長（南部 武司君） 水谷俊郎町長。

町長（水谷 俊郎君） 今年の3月議会におきまして、先ほども申し上げましたように、主要事業説明書とあわせてお示しをさせていただくということを答弁させていただきました。

去年の段階でどの程度のことを出せるかということで、イメージとしては、できれば年度内にとは思っておりましたが、もう1つ、事業の説明書というのをどうしても出そうということがございましたので、その中に一緒にあわせて入れるということを考えました。

そういうことで主要事業説明書というのを、予定でいきますと4月末、遅くとも5月初めぐらいに出す予定でございましたが、急いで出して不完全なもの、町民の皆さんにとって納得いただけないものを出すよりも、初めて出すのだから、できるだけ内容を精査していいものにしようということで、いろいろ検討をして少し遅れたということで、いいわけになりますが、そういうことでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） 昨年の6月議会に私は3つぐらいの質問の中において、その1つの中にマニフェストのことを言った時に、町長の答弁ですが、このマニフェストは私の政策ではなくて、みんなで作る私の政策という形で、この時の町長のご説明は、私ではなくて後援会といいますが、何とか会かわかりませんが、その人たちがつくったマニフェストであるということを書いておられます。そしてその後、これからも町民の皆様や議会の皆様のご意見をお伺いする場を設けて、職員とも議論を重ねながら慎重に検討し、施策として進めてまいりたいと考えておりますと書いてあるわけですね。

先ほども言いましたように、過去1年間というのは全く町長とのお話がなかった。その中に6月の議会に町長はこういうことを述べておられます。そして先ほども言いましたように、私は9月の議会においてどうですか、平成23年度にお願いしますと言ったときに、町長はそのような方向で頑張りたいと思えます、何とか3月ぐらいまでに行程表をつくり、お示しをさせていただきたいと思えますと、これも公約ではございませんか。

それならば私が先ほど言いましたように、この1年間の空白、これがやっぱり影響してくる。もし今、町長が先ほど言われたそういう内容であれば、全員協議会を招集していただいて、実は藤田がこういうことを言った質問に関してはなかなかできないから、こういうものを持っている、事業計画、ましてこういう案を持っているということをおっしゃれば、何ら問題がないわけですよ。それが町長と我々のコミ

コミュニケーションがない。そのかたわらで、ブログで議会を批判しているような内容もあるわけです。

先ほど町長もこれから頑張るというふうにおっしゃられましたが、私は非常に憤りを感じております。町長も自らおっしゃられますように、議会と行政は何ら確執があってはいけない。ましてこういう討論の場というのは大いにやるべきだ。そこで約束したものは必ず確約して守っていくのがトップの姿勢だと私は思います。そういう反省も踏まえて、町長、これから議会とのいろんな交わりをどういうふうにお考えか、お尋ねしたいと思います。

議長（南部 武司君） 水谷俊郎町長。

町長（水谷 俊郎君） 昨年9月時点で、年度内に出す方向で努力するということをご答弁をさせていただきましたが、少し遅れた。それについては2カ月遅れたということにつきましては反省をしておりますが、全然出さないというものではございませんので、その方向でずっと努力をしまいたいということでございます。

それと議員の皆様との話し合いは、いろんな場面で、いろんな場所で、その都度いろんなお話もさせていただいております。そういうことで意見交換もさせていただきながら、もちろん町民の皆様とは、これもそんな正式な場ではございませんけれども、いろいろな場所で、いろいろなところで議論をさせていただきながら、政策を練ってまいっております。

先ほども答弁させていただきましたように、議員の皆様とは、これからもいろいろご議論をさせていただきたいというふうなことを思っております。

議長（南部 武司君） 藤田興一議員。

10番（藤田 興一君） 最後になりましたが、先ほど町長から議会のあり方ということで、全員協議会の中において、提案の説明書とか、議会書に、最終日は全部の職員がこの場所にいる必要はないだろうということを諮ってくれというような要望も議長のほうにあったということで、私も議運の委員をやっておりますが、早速それを取り上げて議会としても改善をやっております。

そういうふうなわけで、もう少し町長として、本当にしつこいなというぐらい、我々のほうにいろんな議題も、それから問題点も提起していただいて、そして解決に我々も努力していく所存でございますもので、町長も大きな心で、大きな気持ちで我々と接触をしていただきたいと思いますということを強くお願い申し上げまして、私の質問を終わります。